

大分大学医学部入試委員会細則

平成22年1月13日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学入学者選抜実施規程（平成23年規程第57号）第13条第2項及び大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定により、大分大学医学部入試委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医学部の入学者を選抜する試験（以下「入学試験」という。）に関すること。
- (2) 入学試験の実施に係る必要な事項に関すること。
- (3) 医学部の入学者選抜方法（以下「入学者選抜方法」という。）の改善に関すること。
- (4) その他入学試験及び入学者選抜方法に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 入試委員長
 - (2) 医学科の教授 6人
 - (3) 看護学科の教授又は准教授 2人
 - (4) 先進医療科学科の教授又は准教授 2人
 - (5) 附属医学教育センターの主担当の教員
 - (6) 医学・病院事務部長
 - (7) 医学・病院事務部学務課長
 - (8) その他学部長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第2号から第4号まで及び第8号の委員は、学部長が任命する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、入試委員長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(入学者選抜会議)

- 第8条 委員会に、入学試験の実施のため、大分大学医学部入学者選抜会議（以下「会議」という。）を置く。
- 2 会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成22年医学部細則第3-1号）

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第2号、第3号及び第7号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部入試委員会規程（平成16年医学部規程第3-6号）及び大分大学医学部入学者選抜方法研究委員会規程（平成16年医学部規程第3-7号）は廃止する。

附 則（平成22年医学部細則第3-3号）

この細則は、平成22年8月10日から施行する。

附 則（平成24年医学部細則第3-11号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部細則第1-1号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部細則第3-5号）

この細則は、令和5年1月11日から施行する。

附 則（令和6年医学部細則第3-4号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。